

聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちでない方に対する聴覚障害 2 級の認定基準の見直しについて

平成 27 年 4 月 1 日から聴覚障害の認定基準が一部変わりました。

1. これまで聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちでない方が新たに聴覚障害 2 級の身体障害者手帳を申請される際には、従来の純音オーディオメータによる聴力検査に加えて、ABR 等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査を踏まえて認定となります。

※聴覚障害 3 級から 6 級を申請される場合や、既に手帳をお持ちの方が 2 級に程度変更の申請をされる場合は従来の基準で認定されます。

**【身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）の改正】**

聴覚障害で身体障害者手帳を所持していない者に対し、2 級を診断する場合には、聴性脳幹反応等の他覚的聴覚検査又はそれに相当する検査（※）を実施し、その結果（実施した検査方法及び検査所見）を「参考となる経過・現症」欄に記載し、記録データのコピー等を添付すること。

※それに相当する検査：遅延側音検査、Lombard 検査、Stenger 検査

厚生労働省の通知文書

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/shougaishatechou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/shougaishatechou/index.html)

日本耳鼻咽喉科学会

[http://www.jibika.or.jp/members/jynews/info\\_nintei.html](http://www.jibika.or.jp/members/jynews/info_nintei.html)

東京都心身障害者福祉センター

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shinsho/topics/ninnteikijunnnominaoshinituite.html>

2. 指定医の専門性が定められました。

都道府県等が聴覚障害に係る指定医を新規に指定する場合は、原則として、日本耳鼻咽喉科学会の専門医である者とする。